

## 財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）の概要

財政健全化法は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、その計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

### ◆健全化判断比率の公表について

毎年度、4つの健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、市民のみなさんに公表するものです。

### ◆財政の早期健全化について

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に実質赤字比率においては実質赤字を解消すること、ほかの3つの健全化判断比率は早期健全化基準未満とすることを目標として財政健全化計画を定め、速やかに市民のみなさんに公表するとともに総務大臣及び知事に報告することとされています。

### ◆財政の再生について

再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの比率）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政状況が著しく悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に実質赤字比率においては実質赤字を解消すること、ほかの3つの健全化判断比率は早期健全化基準未満とすること等を目標として財政再生計画を定め、速やかに市民のみなさんに公表するとともに総務大臣に報告することとされています。

## ◆公営企業の経営の健全化について

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、市民のみなさんに公表しなければなりません。この比率が、経営健全化基準以上となった場合には、その公営企業の経営状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として経営健全化計画を定めなければならぬこととされています。

## ◆施行等について

健全化判断比率の公表は、平成19年度決算から適用し、その他の義務付け等の規定については、平成20年度決算から適用されています。

## 健全化判断比率における各指標について

### ●実質赤字比率

福祉・教育・まちづくりなどを行う一般会計等（一般会計と独立採算を原則とする公営企業会計などを除いた特別会計を含みますが、本市の場合は、対象となるのは一般会計のみです）の赤字の程度を示す指標です。

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模（人口・面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する割合として示すものです。

なお、実質赤字額が生じない場合はこの指標は算定されません。

### ●連結実質赤字比率

すべての会計の赤字と黒字を合算し、赤字額が黒字額を上回る場合にその程度を示す指標です。

本市では、一般会計・国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・下水道事業会計が対象となります。

なお、連結実質赤字額が生じない場合はこの指標は算定されません。

### ●実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標で、当該決算年度から直近3か年の平均で算定します。

一般会計等の借入金である地方債の償還額のほか、公営企業会計の地方債の償還額及び一部事務組合の地方債の償還額に対する一般会計等の負担額、債務負担行為に基づく支出のうち地方債の償還に準ずる経費等を含めた額を実質的な公債費として算定します。

### ●将来負担比率

市が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務の大きさを示す指標です。

翌年度以降において負担することが確定している債務は、地方債の償還額、公営企業会計や一部事務組合における地方債の償還額に対する市の負担額、債務負担行為に基づく支出予定額のうち公債費に準ずる経費等となります。

また、負担が見込まれる債務としては、退職手当負担見込額のように負担が確実に見込まれるものや損失補償債務などのように将来において負担の可能性があるものを捉えて算定します。

なお、上記により算定した負担見込額等からは、市が設置している基金、市営住宅使用料など債務の償還に使うことができる収入として見込まれる特定財源の額、地方交付税の基準財政需要額への算入見込額を控除することとされています。

### ●資金不足比率

公営企業会計の資金の不足額の程度を示す指標で、会計ごとに算定します。

それぞれの事業において、当期の現金収入が当期の現金支出に不足する額を資金の不足額として捉え、事業規模に対する比率として算定します。

なお、資金不足額が生じない特別会計ではこの比率は算定されません。